

迷惑行為防止重点地区（折尾駅周辺）の 指定について（報告）

折尾駅周辺の迷惑行為防止重点地区（以下、重点地区）の指定について、令和 8 年 2 月の「迷惑行為防止推進協議会（以下、協議会）」への諮問に対し、同年 5 月に協議会から「指定は適切である」との答申を得たことから、今後の指定に向けたスケジュール及び進め方について報告するもの。

1 迷惑行為防止重点地区について

（1）現在の指定状況と対応

- ・「迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」（平成 20 年施行）
- ・現在の指定地区：小倉（平成 20 年～） 黒崎（平成 22 年～）
- ・迷惑行為 4 項目
（路上喫煙、ごみのポイ捨て、飼い犬のふんの放置、落書き）
→違反者に対して罰則（過料 1, 000 円 ※巡視員による徴収）

（2）折尾駅周辺の指定

- ・総務財政委員会へ報告（令和 8 年 2 月 4 日）
- ・協議会への諮問（令和 8 年 2 月 10 日）
- ・協議会からの答申（令和 8 年 5 月 26 日）

2 迷惑行為防止推進協議会の答申内容

（1）答申内容

折尾駅周辺を重点地区に指定することは適切である。

（2）主な指定の必要性

- ・折尾駅周辺では、駅前広場等の整備が進み、賑わいが創出された一方、迷惑行為も多く発生し、地域から重点地区指定の要望書が提出されている。
- ・折尾駅の乗降客数は市内で 2 番目に多く、今後も開発等で人口増加が見込まれ、人が多く集まるエリアでの迷惑行為の発生・周囲への被害を防止する必要がある。
- ・折尾地区周辺の学校には、市内の高校生・大学生の約 4 分の 1 が通学しており、市内全体へのモラル・マナー向上の波及効果が期待できる。

3 指定の概要

(1) 重点地区の範囲

折尾駅周辺（別紙図面参照）

(2) 罰則について（小倉、黒崎と同じ）

・迷惑行為4項目

（路上喫煙、ごみのポイ捨て、飼い犬のふんの放置、落書き）

→違反者に対して罰則（過料1, 000円 ※巡視員による徴収）

4 今後のスケジュール及び進め方（予定）

令和8年11月下旬：重点地区指定の告示（折尾駅南側駅前広場の完成）

令和9年 3月31日まで：周知期間

令和9年 4月 1日から：過料の徴収開始

重点地区の範囲

